

広島市告示第 5 6 5 号

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 エールエール A 館
- (2) 所在地 広島市南区松原町 9 番 1 4

2 大規模小売店舗を設置する者

広島駅南口開発株式会社
代表取締役 森 正伸
広島市南区松原町 9 番 1 号
ほか 3 3 名 別紙 1 のとおり。

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙 2 のとおり。

(変更後) 別紙 3 のとおり。

4 変更年月日

令和 7 年 3 月 1 日

5 届出年月日

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
広島市南区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和7年12月25日から令和8年4月25日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和8年4月25日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

別紙 1

届出者一覧表

広島駅南口開発株式会社 外 33 名

氏 名	代 表 者	住 所
広島駅南口開発株式会社	代表取締役 森 正伸	広島市南区松原町 9 番 1 号
株式会社ナカオカ	代表取締役 中岡 弘夫	広島市中区堀川町 5 番 10 号
金本 美千江		広島県安芸郡府中町八幡二丁目 12 番 25 号
住田 孝子		広島市東区温品六丁目 14 番 2 号
株式会社フランス屋	代表取締役 安田 洋一	広島市中区幟町 3 番 58 号
山本 礼子		広島市安芸区船越一丁目 34 番 10 号
三原 繁		広島市南区西蟹屋一丁目 2 番 11 号
三原 雅美		広島市南区西蟹屋一丁目 2 番 11 号
三宅 健士		広島市東区光が丘 8 番 53—2 号
藤川 明久		広島市東区二葉の里二丁目 3 番 5 号
株式会社香月堂	代表取締役 藤川 明久	広島市安佐北区小河原町 1520 番地 1
今中 勲		広島市東区若草町二番 7—501 号
株式会社マルエス原田	代表取締役 原田 亮二	広島市中区本通 7 番 28 号
仁本 守		広島県安芸郡府中町千代 1 番 11—812 号
山崎 康雄		広島市安佐北区口田南三丁目 45 番 24 号
沖 博恵		広島市西区古江西町 14 番 52-403 号
植村 敦子		広島市安佐南区長束三丁目 46 番 8-708 号
吉本 淳博		京都府京田辺市薪水取 1 番地 3 ヴェルデ老番館 205
株式会社清水清人商店	代表取締役 清水 秀雄	広島市安佐北区三入一丁目 18 番 51 号
清水 貞子		広島市安佐北区三入六丁目 7 番 7 号
中島 博		広島市南区東雲本町一丁目 7 番 14 号
長尾 英造		広島市安佐南区緑井一丁目 12 番 29 号
株式会社ユニカ	代表取締役 藤井 直人	広島市西区商工センター二丁目 2 番 29 号
有限会社ジュネス	代表取締役 原田 琢千代	広島市南区比治山本町 11 番 35—1202 号
原田 琢千代		広島市南区皆実町四丁目 9 番 30 号
橋本 泰三		広島市東区光町二丁目 3 番 7—1404 号
橋本 紘一		広島市東区光町二丁目 14 番 15—503 号
中田 満子		広島市南区旭一丁目 5 番 28 号
株式会社広島銀行	代表取締役 清宗 一男	広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号
公益財団法人鉄道弘済会	会長 森本 雄司	東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号
谷口 忠司		広島市中区西白島町 17 番 20 号
株式会社京都嵯峨野	代表取締役 藤正 幸司	広島市南区西蟹屋四丁目 2 番 17 号
株式会社タイトー	代表取締役 岩木 克彦	東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号
広島市	市長 松井 一實	広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

別紙 2

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏 名	代 表 者	住 所	変更年月日
株式会社福屋	代表取締役 大下洋嗣	広島市中区胡町6番26号	
株式会社 丸善ジュンク堂書店	代表取締役 西川 仁	東京都中央区新川一丁目28番23号	
橋本 泰三		広島市東区光町二丁目3番7―140 4号	
有限会社ミハラ企画	代表取締役 三原 繁	広島市南区松原町9番1号B2F	
株式会社アルカス インターナショナル	代表取締役 阪本 敏之	神戸市中央区港島中町六丁目8番1	
株式会社ナカオカ	代表取締役 中岡 弘夫	広島市中区堀川町5番10号	
株式会社フランス屋	代表取締役 安田 洋一	広島市中区幟町3番58号	
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濠二丁目38番地	

別紙 3

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏 名	代 表 者	住 所	変更年月日
株式会社福屋	代表取締役 大下洋嗣	広島市中区胡町6番26号	
株式会社 丸善ジュンク堂書店	代表取締役 西川 仁	東京都中央区新川一丁目28番23号	
橋本 泰三		広島市東区光町二丁目3番7―140 4号	
有限会社ミハラ企画	代表取締役 三原 繁	広島市南区松原町9番1号B2F	
株式会社アルカス インターナショナル	代表取締役 内山 誠一	神戸市中央区港島中町六丁目8番1	令和7年3月1日 代表者の変更
株式会社ナカオカ	代表取締役 中岡 弘夫	広島市中区堀川町5番10号	
株式会社フランス屋	代表取締役 安田 洋一	広島市中区幟町3番58号	
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	